

これまで講じてきた施策の概要及び現状

- ・知的財産の活用（知的財産の戦略的活用、国際標準化活動の強化
中小・ベンチャー企業への支援、知財を活用した地域振興）
- ・人材の育成と国民意識の向上

平成20年12月19日

知的財産戦略本部

知的財産による競争力強化専門調査会

3. 知的財産の活用 (1) 知的財産の戦略的活用 (1/2)

＜①企業の知財戦略の高度化＞

○企業における取組の強化

- 知財戦略、事業戦略、研究開発戦略の三位一体による経営戦略を推進すべく知財担当役員(CIPO)の設置を奨励(2006年度～2008年度)。
- 企業の知財戦略策定に資するよう「知財戦略事例集」及び「知的資産経営マニュアル」を公表(2007年度)。「知財戦略事例集」において、三位一体の取組事例や知財担当役員(CIPO)の設置事例等を公表。
- 特許庁幹部(長官・特許技監・特許審査部長)等と企業経営層・知財責任者等との意見交換会を約100回/年実施することで、企業における知財の意識向上を推奨した(2003年度以降)。
- 移転価格税制上の運用の明確化を図るため「移転価格指針(事務運営指針)」及び「参考事例集」を公表(2007年度)。これらの指針等に基づいて適正な取引を促すとともに、適正な独立企業間価格について税務当局に事前確認する「事前確認手続」の周知を図り、企業等の利用を促した。
- 知財関連情報の開示を促進するため、「知的財産情報開示指針」(2004年度)、「知的資産経営の開示ガイドライン」(2005年度)を公表。
- 知財報告書、アニュアルレポート、知的資産経営報告書等(以下、知財報告書等)の開示状況は以下のとおり。

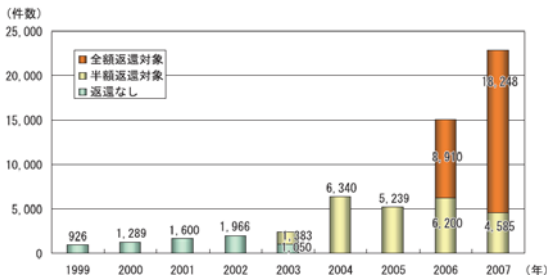
図表2: 知財報告書、知的資産経営報告書等の開示件数

年度	2004年	2005年	2006年	2007年
作成企業	13社	22社	61社	84社

出所: 経済産業省調べ

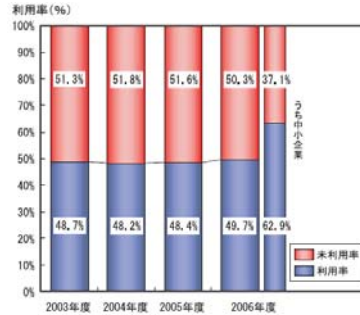
- 定期的な棚卸しの推奨や保有資産の再評価を奨励(2007年度～2008年度)。
- 一次審査着手前の出願の取下げは2004年度以降から大幅に増加。
- 2003年度から2006年度の特許権の未利用率は、概ね50%で推移。

図表3: 一次審査着手前の出願取下げ・放棄の件数推移



出所: 特許庁行政年次報告書 2008年度版

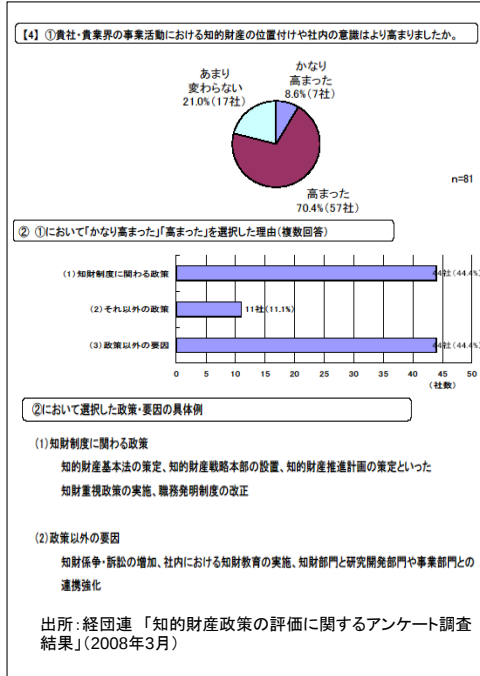
図表4: 国内における特許利用率の推移



	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
国内特許所有件数(件)	990,272	996,417	1,015,183	1,036,868
うち利用件数	48.7%	48.2%	48.4%	49.7%
うち未利用件数	51.3%	51.8%	51.6%	50.3%

出所: 特許庁行政年次報告書 2008年度版

図表1: 経団連アンケート調査



＜②知財を活用した事業活動の環境整備＞

○技術移転・特許流通の促進

- 知財流通と知財を活用した資金調達の実態について国内外の調査結果を取りまとめた「知的財産の流通・資金調達事例調査報告」を公表(2007年度)。
- 特許法73条等の共有の規程が特許流通・技術移転の阻害要因となりうるかどうか等の現状について調査・分析を開始(2008年度)。
- 農林水産分野の知財の流通等を促進するため、「農林水産知的財産ネットワーク」を構築(2008年度)。

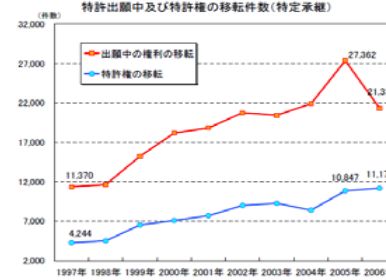
○技術移転・特許流通データベース

- 工業所有権情報・研修館(INPIT)の特許流通促進事業について、2008年3月末までに延べ954名の特許流通アドバイザーが派遣され、10,672件の契約が結ばれた。2007年末時点の経済インパクトは2,674億円(INPIT試算)。
- 特許流通データベースに登録された特許件数は、2007年度に52,287件。
- 科学技術振興機構(JST)の特許情報(出願から1年半未満の未公開特許情報を含む)データベース(J-STORE)に登録された特許件数(公開、未公開、外国特許を含む)の件数は、2007年度に13,638件。

○権利の移転の推移

- 出願中の権利の移転、特許権の移転件数(相続・合併等の一般承継を除く)も増加傾向。1997年度に特許権の移転件数は4,244件であったが、2006年度には約3倍の11,174件まで増加。

図表8: 特許を受ける権利、特許権の移転件数(一般承継を除く)の推移



出所: 産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会 通常実施権等登録制度WG報告書

○ライセンス保護の強化

- 特許権等に対する包括的ライセンス契約による通常実施権の登録制度を導入する「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立(2007年度)し、2008年10月から施行。
- 通常実施権等に係る登録事項の開示を一定の利害関係人へ限定する等の改正を含む「特許法等の一部を改正する法律」が成立(2008年4月)。

図表5: 特許流通データベースに登録された特許の推移

年度	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
登録数	55,639	58,001	58,571	58,643	52,287

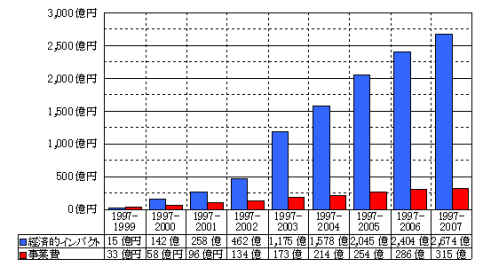
出所: 特許庁調べ

図表6: J-STOREに登録された特許等の推移

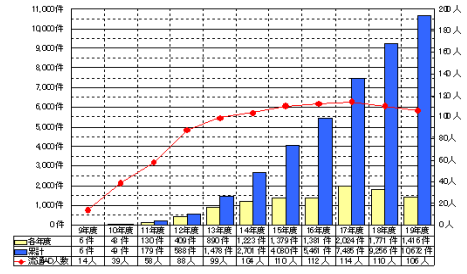
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
未公開特許	1,205	1,461	1,410	1,181	936
公開特許	4,247	6,682	8,300	9,721	11,996
外国出願特許		213	469	578	737
合計	5,452	8,356	10,179	11,480	13,669

出所: 文部科学省調べ

図表7: 特許流通促進事業の成果



(1) 経済的インパクトと事業費



(2) 特許流通アドバイザーの支援による契約件数推移
出所: INPITホームページ

図表9: 通常実施権の登録率

	特許権	実用新案権	意匠権	商標権
実施許諾件数	101,018	1,210	7,990	54,395
現存登録件数	1,315	29	74	1,700
登録率(%)	1.3	2.4	0.9	3.1

(資料) 実施許諾件数: 特許庁平成18年「知的財産活動調査報告書」(推計値)

現存登録件数: 特許庁調べ(平成18年)
出所: 産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会通常実施権等登録制度WG報告書(2008年)

3. 知的財産の活用 (1) 知的財産の戦略的活用 (2/2)

○知財ファイナンスの強化について

- ・信託業法を改正し、知財権が受託可能財産として追加（2004年度）
- ・知財信託制度のメリットや事例を公表（2006年度）
- ・グループ企業内信託の申請書類のサンプルをWebサイト上で公表（2007年度）

図表10: 知財信託の登録件数の推移

	2005年	2006年	2007年
特許權	394	4	18
實用新案權	9	0	1
意匠權	11	8	347
商標權	39	2	144

出所:特許庁行政年次報告書 2008年度版

- ・日本政策投資銀行の知財担保融資の融資実績は、金額ベースで210億円、件数ベースで310件(2008年3月末)。
- ・日本貿易保険の知財権等のライセンス保険の引き受け数は59件(2008年3月末)。
- ・特許を受ける権利の移転(出願中の特許の移転)の増加に伴い、知財を活用した資金調達を促進するため、特許を受ける権利を質権の目的とすべきを検討を開始(2008年度)

＜③知財の公正な活用の促進＞

○正当な権利行使の在り方について

- ・ソフトウェア分野におけるイノベーションを促進する観点から、ソフトウェアの知的財産権の在り方や産業側の対応について検討を行い、ソフトウェアに係る特許権の行使に対する権利濫用法理の適用解釈について取り纏め、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を公表（2006年度）。
- ・知財戦略本部「知的財産による競争力強化専門調査会 情報通信PT」において、パテント・コントロール対策を含む正当な権利行使の在り方について議論し、報告書を公表（2007年度）。
- ・特許庁「イノベーションと知財政策に関する研究会」において、パテント・コントロール問題に対する政策提言を公表（2008年8月）。2008年10月以降に「産業の発展を阻害する可能性のある権利行使への対応策に関する調査研究会」を設置し、2008年度中にガイドライン又は検討報告書を取りまとめる予定。

図表11：情報通信PT報告書

今後の取組としては、国内外の動向を踏まえつつ、権利濫用の法理や独占禁止法の適用等も視野に入れながら、例えば以下の観点から参照しつつ、適切な知的財産権の権利行使の在り方につき、様々な場で多角的な議論を深めるべきである。さらに、議論の進展等を睨みつつ、適切な知的財産権の権利行使の在り方に関して、諸国と連携して国際的な共通認識の確立を図ることも重要である。

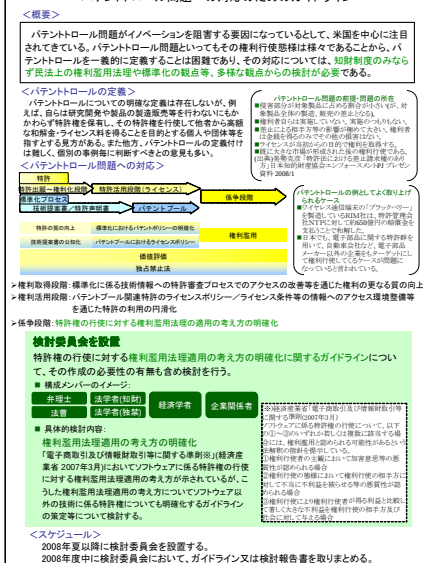
＜権利濫用と公益性の観点＞

- ①「準則」の考え方を参考にした主観的態様や客観的行為態様
 行使行為、専ら不当な利益を獲得することを目的とした権利
 行使する行為、製品を差めする緊迫性が明らかに低いにもか
 かわらず禁止請求する行為、合理的な理由なく高額なラ
 イセンス料を要求する行為等
- ②米国最高裁のeBay判決で示された4要件
- ③独裁禁止法上の考え方(例えば、外形上は正当な権利行使
 のように見えるが行為の目的、態様、競争に与える影響の大き
 さ等から判断する)、知的財産権の趣旨を逸脱又は同制度
 の目的に反するため独裁禁止法違反であると認められる等)
- ＜権利行使の相手先と実質的な被害の観点＞
- ④顕示の許諾(例えば、部品の特許権に關して当該部品を製造
 販売する企業に権利行使せず、当該部品を組み込んだ最終
 製品を製造・販売する企業に対して権利行使する場合に、
 顕示的に実施を許諾していると考えられるか否か等)
- ⑤事業者側の侵害の「過失の推定」を覆すことが可能か(例
 えば、特許権に係る部品等がブラックボックスであった場合、
 当該部品を部品メーカーから購入して最終製品を製造・販売
 する際に、最終製品を製造・販売する企業側に過失があると
 考えられるか否か等)

出所：知的財産戦略本部 競争力強化専門調査会
情報通信PT報告書（2007年）

圖表12：特許庁政策提言

パテントロール問題への対応のためのガイドライン



出所：特許庁「イノベーションと知財施策に関する研究会」報告書（2008年）

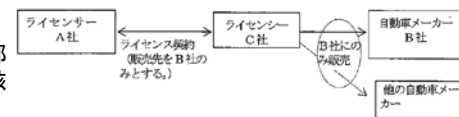
○独占禁止法と知財関連法の関係について

- ・「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」を公表(2005年度、2007年度改定)。
- ・「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」を公表(2007年度)。
- ・知財分野における独禁法違反を監視する「知的財産タスクフォース」が発足。また、知財分野において2002年4月から2008年3月末まで勧告3件、警告1件。
- ・「独占禁止法に関する相談事例集」を毎年公表。知財に関係する相談事例が平成16年度、平成17年度、平成19年度版にそれぞれ掲載されており、各事例の概要は下記の通り。

●事例1（平成16年度）：

特許ライセンス契約における販売先制限

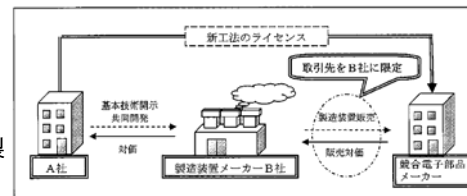
自動車メーカーが、部品メーカーに対してある自動車部品に係る特許をライセンスするに当たり、契約書に当該特許技術を用いた製品の販売先を特定の自動車メーカーに限定する条項を設けることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例



●事例2（平成17年度）：

特許・ノウハウライセンス契約に伴う使用装置の制限

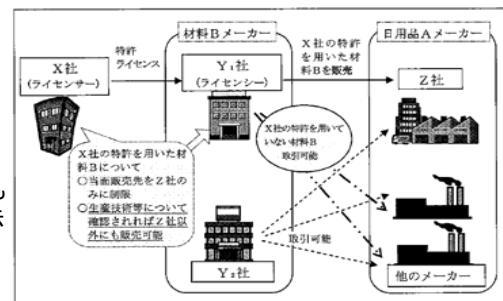
電子部品メーカーが、自ら開発した電子部品の製造方法に関する製法特許及び技術ノウハウについて、競合する電子部品メーカーにライセンスする際、当該製法特許に基づく電子部品の製造に特定事業者の製造する製造装置の使用を義務付けることが、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例



●事例3（平成19年度）：

特許製品の販売先の制限

ライセンサーがライセンシーに対して、ライセンス技術を用いた製品の販売先を制限することは、その理由、制限内容等から公正な競争を阻害するものと認められない場合には、直ちに独占禁止法上問題となるものでない」と回答した事例。



オープン・ソース・ソフトウェア、情報システムの信頼性向上に関するガイドラインの作成
(オープン・ソース・ソフトウェア関係)

- ・「オープンソース・ソフトウェアの現状と今後の課題について」を公表(2003年度)
 - ・「オープンソフトウェアの法的諸問題に関する調査」を公表(2003年度、2005年度改定)
 - ・「ユーザ企業・自治体のためのオープンソースソフトウェア活用上の留意点」を公表(2003年度)
 - ・「ビジネスユースにおけるオープンソースソフトウェアの法的リスクに関する調査報告書」(2004年度、2005年度改定)
 - ・「GNU General Public License version3(GPLv3)日本語訳」を公表(2007年度)
- (情報システムの信頼性向上関係)
- ・「情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関する研究会」報告書・情報システム・モデル取引・契約書＜第一版＞(2007年度)、＜追補版＞(2008年度)を公表

3. 知的財産の活用 (2) 国際標準化活動の強化 (1/3)

<①産業界の意識改革>

○経営相当を対象とした啓発活動

- 国際標準化に関する各種のシンポジウム、セミナー等を開催。

図表13:シンポジウム、セミナー等の開催状況

名称	対象	開催日時	開催場所
国際標準化官民戦略会議※1	企業トップ	H18. 11	経済産業省
国際標準化セミナー ※1	企業経営者、管理者	H19. 11	三田共用会議所
第1回事業戦略と標準化シンポジウム※3	企業経営者、管理者	H17. 3	経団連会館
第1回事業戦略と標準化ミニシンポジウム	企業経営者、管理者	H18. 1	経団連会館
第2回事業戦略と標準化シンポジウム	企業経営者、管理者	H18. 3	経団連会館
第3回事業戦略と標準化シンポジウム	企業経営者、管理者	H19. 3	経団連会館
第4回事業戦略と標準化シンポジウム	企業経営者、管理者	H20. 6	経団連会館

※1「国際標準化官民戦略会議」

企業経営者の国際標準に関する理解増進を図るため、経済産業大臣と企業トップが出席のもと開催。

※2「国際標準化セミナー」(主催:経済産業省、共催:(社)日本経済団体連合会及び(財)日本規格協会)

経済産業大臣、アラン・プライデンISO事務総長や三菱電機(株) 野間口氏が出席。アラン・プライデンISO事務総長等の基調講演のほか、国際標準化の第一線で活躍する専門家からの事例紹介などを実施。

※3「事業戦略と標準化シンポジウム」(主催:経済産業省、共催:(社)日本経済団体連合会)

標準化経済性研究会(経済産業省委託事業)での取組を広く国民の皆様へ広報することを目的とし、当該研究会の成果報告(国際標準化に関する事例研究など)や産学官の有識者によるディスカッションを実施。

●事業戦略と標準化シンポジウム



出所:
http://www.ipnext.jp/event/houkoku/houkoku_detail0326_01.html

●国際標準化セミナー



出所: http://www.team-ogiwara.net/archives/2007/11/post_313.html

- 経済産業省において、2006年より積極的に企業訪問を行い、国際標準化の取組について、120社以上に説明するとともに、企業経営層との意見交換を実施。
- 産学官連携推進会議(第7回)では、分科会において「国際競争力強化のための知財戦略」等について議論が交わされ、当初から世界標準を狙った研究開発を進める必要性が指摘された。

○標準化に関するアクションプランの策定

- 日本経団連が「技術の国際標準化に関するアクションプラン」を策定(2007年)

「経営層を含め、国際標準化活動の重要性に関する理解の増進を図る」、「産業界における国際標準化への取り組み状況を把握する」等を当面取り組む主な事項としてとりまとめ。

- 情報通信分野に関する標準化戦略及び標準化計画の策定((社)情報通信技術委員会)

情報通信分野の重点テーマについて中期標準化戦略及び標準化計画を毎年度策定。

- 国際標準化アクションプランの策定及び改訂(日本工業標準調査会)

総論において国際標準化活動に係る各当事者の取組と期待される役割などを記載するとともに各論にて分野毎に具体的な国際標準化の重点テーマ等を選定し、短・中期的な計画をとりまとめた。

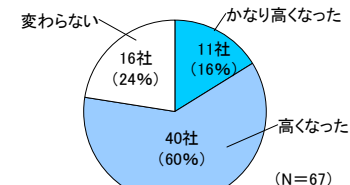
<①産業界の意識改革>

○標準化に関するガイドラインの作成など

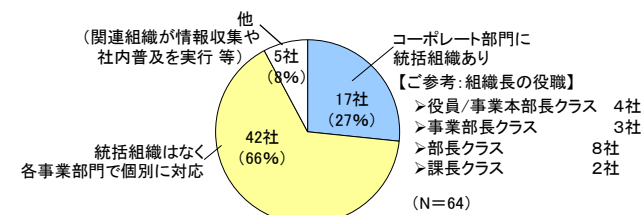
- 「事業戦略への上手な国際標準化活用のススメ」(2007年、標準化経済性研究会)
- 企業が国際標準化への取り組みの重要性を改めて認識し多様な国際標準化スキームを戦略的に活用することができるよう代表的な国際標準化事例等を整理。
- 「ICT国際標準化推進ガイドライン」(2008年6月、総務省)
- 企業、大学、政府関係機関など産学官の幅広い関係者、とりわけ企業経営層がその重要性に対する認識を高めることを主眼とし、標準化の事例のほか我が国の標準化活動強化に向けた産学官連携や欧米に対応するアジア連携等について記載。
- 「コンセンサス標準戦略-事業活用のすべて」(2008年)
- 多数の事例について標準化経済性研究会が分析した、標準化が事業に与えた影響を整理。「試験・検査方法標準の戦略的活用」、「国際標準化における競争と強調の戦略」や「コンセンサス標準における知的財産の役割」等に関する詳細な分析の結果を記載。

図表14:経団連アンケート調査

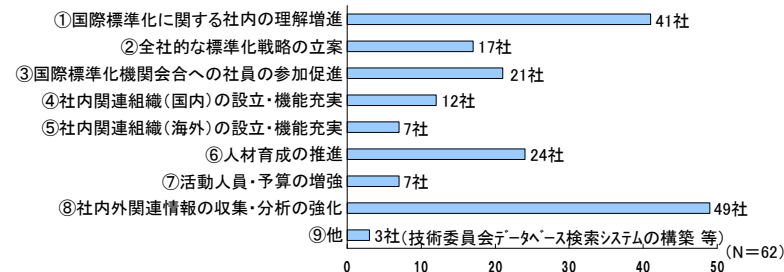
企業活動における国際標準化の重要性のここ数年での変化



国際標準化活動に関する組織体制



強化している/強化しようとしている取り組み



出所:(社)日本経済団体連合会アンケート(2008年3月 知的財産委員会)

3. 知的財産の活用 (2) 国際標準化活動の強化 (2/3)

<②我が国全体としての国際標準化活動の強化>

○政府による国際標準化に関する戦略等の策定

- 2006年、イノベーションの促進、国際競争力の強化及び世界のルール作りへの貢献を図るべく、知的財産戦略本部において「国際標準総合戦略」を決定。
- 2006年、国際標準提案を積極的に行い、ISO等の関係委員会において我が国の発言力を高めるため、経済産業省は「国際標準化戦略目標」を掲げ、国際標準化活動への取組を抜本的に強化。
- 2008年、我が国のICT分野の国際競争力を強化するため、研究開発戦略、標準化戦略及び知的財産戦略を一体化した包括的な技術戦略を着実に実施していく必要がある等の認識の下、総務省は「我が国の国際競争力強化のためのICT研究開発・標準化戦略」を策定。
- 2008年10月、「国の研究開発評価に関する大綱的指針(内閣総理大臣決定)」を改定し「研究者等の業績の評価」において、研究者の業績の評価の際には、「研究開発の実績に加え、…国際標準化への寄与等の関連する活動にも着目して評価を行う。」ことが明記された。
- 2008年、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」を制定し、国が国際標準に関する国際機関への参画等国際標準への適切な対応に必要な措置を講ずることや研究開発法人、大学及び事業者が国際標準に関する専門的知識を有する人材の確保・育成等の国際標準への適切な対応に努めることが規定された。

○関係省庁の連携強化

- 2007年、「国際標準化に関する関係府省庁連絡会」を設置・開催し、ISO、IECにおける新たな分野(教育サービスなど)を含め、国際標準全般について関係府省庁間の連携強化を推進すること及び定期的な開催を行うことを確認。

○海外の情報収集体制の強化

- 2005年より、経済産業省において、国際標準化に関する国際的な動向等の把握のため、在外公館等への赴任予定者を対象とした標準化に関する研修を実施(3回、約100名に実施)。

○研究開発と標準化活動の一体的推進

(産業技術総合研究所)

- 2004年7月、産総研は産学官連携推進部門に工業標準部を設置。
- 標準化ポリシーの制定及び改定を行った。「工業標準に係る産総研の役割」として「標準化を視野に入れた研究開発の推進」、「研究開発成果の普及に資する規格の作成」及び「国際標準化活動への参画」を明記。
- 平成13年度から平成19年度までの累計で47件の国際標準提案。
- ((独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO))
- 2005年7月に標準化担当主幹を設置、2006年1月に標準化・知的基盤グループを設置した後、2007年8月に標準化担当(他に知的基盤等も担当)統括主幹を設置。

図表15: NEDOの研究開発と標準化活動の一体的推進



図表16: 国際競争力強化型研究開発採択等件数

H20年度		H19年度		H18年度	
応募	採択	応募	採択	応募	採択
20件	2件	17件	3件	17件	3件

- 研究開発プロジェクト終了後に個別に標準化を実施するフォローアップ型(平成19年度に18件)、研究開発プロジェクトと同時に並行して標準化を実施する同時並行型(平成19年度に22件)の2つの類型により研究開発と標準化活動を一体的に推進。これらの取組に基づき、平成19年度中に4件の国際提案を行った。

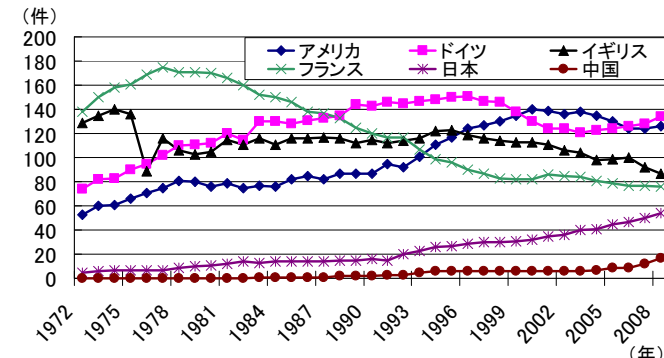
(総務省)

- 戦略的情報通信研究開発推進制度(国際競争力強化型研究開発)により、我が国のICTの国際競争力を向上させていくため、国際標準となる可能性の高い技術など、将来的に国際市場の開拓が見込める技術の研究開発について研究資金を配分。当該研究開発の応募件数及び採択件数は右のとおり。

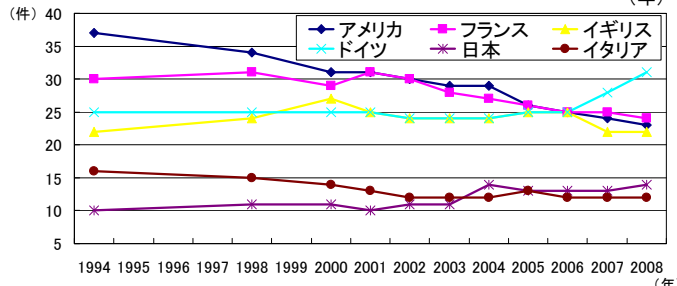
○国際標準化機関における議長・幹事等のポスト獲得

- 2007年10月のITU-R(国際電気通信連合 無線通信部門)総会において、標準化体制の見直しや各SG(研究委員会)の議長ポスト等の見直しが行われ、我が国は6つのSGのうち、1つのSGについて議長ポストを獲得し、2つのSGについて副議長ポストを獲得。
- 2008年10月のITU-T(国際電気通信連合 電気通信標準化部門)総会において、標準化体制の見直しや各SGの議長ポスト等の見直しが行われ、我が国は10のSGのうち、2つのSGについて議長ポストを獲得し、6つのSGについて副議長ポストを獲得。
- 2007年、ISO/IECにおける幹事国を新たに5件引受け(幹事国引受け数合計71件)。

図表17: ISOにおける主要国の幹事国引受け数推移



図表18: IECにおける主要国の幹事国引受け数推移



○国際標準化機関における国際標準案等の提案

図表19: ISO/IECへの提案件数推移(3カ年平均の推移)

	ISO・IEC (日本計)	ISO・IEC (総数計)	割合 (%)
2001-2003	63	714	8.8
2002-2004	71	700	10.1
2003-2005	86	619	13.9
2004-2006	94	765	12.3

図表20: ITU-Tへの提案寄書数の推移

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
ITU-TのSGにおける我が国提案の寄書総数の推移	47件	135件	202件	180件

※ITU-T: 国際電気通信連合 電気通信標準化部門

※SG: 研究委員会(Study Group)

○ワンストップ窓口の整備

- 2005年、日本規格協会に「国際標準化支援センター」を設置。国際標準の獲得のための規格の開発、国際幹事国の引受け支援、国際幹事・議長等の交流会、企業への情報提供、標準人材育成に関する取組が行われている。
- 2008年7月、(社)情報通信技術委員会、情報通信ネットワーク産業協会、(財)テレコムエンジニアリングセンター、(財)テレコム先端技術研究支援センター、(財)電気通信端末機器審査協会、(社)電波産業会、(財)日本ITU協会、(社)日本CATV技術協会の8団体で任意団体として「ICT標準化・知財センター」を設立。ICT分野の国際競争力を強化することを目標に、我が国における国際標準化・知財に関する様々な取り組み(国際標準化に関する普及・啓発、戦略策定及び人材育成)を統括する拠点として活動。

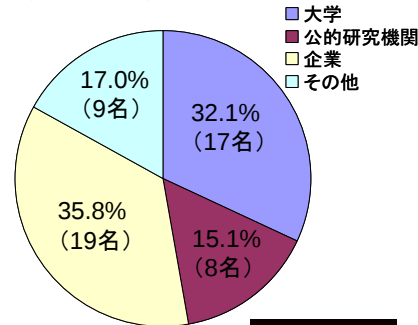


＜③国際標準人材の育成＞

○大学・公的研究機関の貢献

- 我が国の国際標準化活動における大学・公的研究機関関係者の貢献は大きい。
- 我が国が獲得したISOの議長ポストのうち、約半数(47.2%)は大学・公的研究機関の関係者が担っている。

図表21: ISO議長担当者の所属分布



○顕彰制度の充実

- 標準化活動や適合性評価活動に関与し、顕著な功績のあった個人等に対する「経済産業大臣表彰」に加えて、国際標準化活動に率先して取り組み、その功績が極めて顕著な個人に対する「内閣総理大臣表彰」を創設。また、国際標準化活動関係者に対する「産業技術環境局長表彰」を新たに創設(2007年10月)。
- 国土交通省(鉄道技術標準化調査検討会)は、鉄道分野における標準化活動の重要性認識の増進を目的として、平成19年度より「標準化活動貢献者表彰」を行っている。

図表22: 内閣総理大臣表彰副賞



○研修・セミナーの開催

- 国際電気通信連合(ITU)等における我が国からの出席者の活動強化を図るため、若手・中堅専門家を対象に「国際会議と国際交渉実践セミナー」を開催。
- ISO/IECにおける日本代表、TC/SCの議長・国際幹事等として活動している者を対象に国際標準化リーダーシップ研修を実施。
- ISO/IEC等における我が国の国際標準化活動において、国際標準原案作成に関わっている者等を対象に国際標準作成研修を実施。
- 「TC/SC 国際幹事」や「WG コンビナー」等の新任者を対象に国際幹事等実務者研修(ISOTCサーバー研修)を実施。

図表23: 「国際会議と国際交渉実践セミナー」



○学生等の教育

- 2006年から、経済産業省等から講師を派遣し、「身のまわりにある標準化」や「社会に役立つ標準」などをテーマとして小中高及び高専を対象に「標準化出前授業」を実施。これまでに、10以上の小中学校、20以上の高校・高専において実施。

図表24: 大学・大学院における特別講義等の例

情報通信システムの国際標準化の枠組みと現状	京都大学
情報通信分野における標準化戦略	中央大学
情報通信分野の標準化・知財戦略	早稲田大学
ビジネスソリューションとしての標準化	関西学院大学
イノベーションと標準化	東京工業大学
標準化人材育成講座	千葉大学

＜④アジア等諸外国との連携強化＞



- アジア・太平洋地域における人的ネットワークの強化や国際標準案の共同提案等を柱とする「アジア・太平洋標準化イニシアチブ」を策定(2007年)。
- 2007年のISO総会において、ISOにおけるTCの設置等について決定権を有するTMB(技術管理評議会)の常任国として日本が承認された。

図表25: アジア・太平洋地域における会合の開催・参加状況

会合名	対象国	開催時期	開催場所
第30回PASC総会	アジア・太平洋諸国	H18.5	ケープタウン・南アフリカ
第31回PASC総会	アジア・太平洋諸国	H19.4	カルタヘナ・コロンビア
第32回PASC総会	アジア・太平洋諸国	H20.4	上海・中国
第5回北東アジア標準協力フォーラム	日本・中国・韓国	H18.11	海南島・中国
第6回北東アジア標準協力フォーラム	日本・中国・韓国	H19.11	淡路島・日本
第25回日韓標準化会合	日本・韓国	H18.12	東京・日本
第26回日韓標準化会合	日本・韓国	H19.12	釜山・韓国
日中標準化協力協議	日本・中国	H19.11	淡路島・日本

- ISOにおいてアクセシブルデザインに係る国際標準案5件を日中韓共同で提案(2007年)。
- 2008年4月よりISO/TC38(繊維)の国際幹事を中国と共同で引受け。
- NGNの国際標準化において、日中韓の研究機関のネットワークを国際回線で接続した実証実験環境を構築し、2008年3月より相互接続実験を開始。当該共同実験については、アジア発の国際標準化に向けて実験結果を踏まえた日中韓でのITUへの共同提案を実施予定。

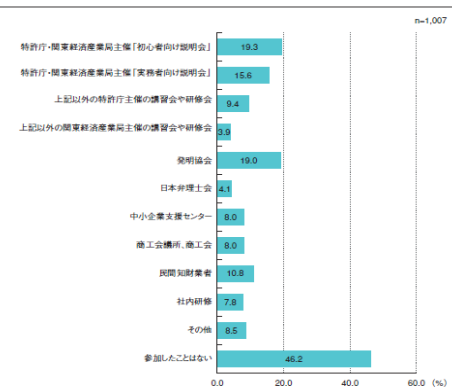
＜⑤国際標準に関するルールづくりへの貢献＞

- 産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会 特許戦略計画関連問題ワーキンググループにおいて「標準に係る特許権について裁定通常実施権制度により対応することの是非」について検討され、「早急な結論は出すべきではない」との結論(2004年)。
- 「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」を策定・公表(2005年)。
- 日本知的財産仲裁センターにおいて技術標準の必須特許に関する判定業務が開始された。現在、日本におけるデジタル放送規格(ARIB標準規格)及びデジタルケーブル放送規格について判定業務を行っている。
- 国際標準化機関における知財権のルールに関して日本から働きかけ、「ITU/ISO/IEC共通パテントポリシー」及びそのガイドラインが策定。共通パテントポリシーについては2006年3月、ガイドラインについては2007年3月に運用開始。
- これにあわせて「特許権等を含むJISの制定等に関する手続」を2006年4月に改定。(現在、特許権等を含むJISは72規格で関連する特許権等は198本)。
- 「イノベーションと知財政策に関する研究会」(2008年、特許庁)において「標準化戦略の推進を支える知財システム」の必要性が提言され、「標準化戦略を推進していくためには、標準技術に関する権利の更なる質の向上を図ることや、標準技術に関する特許が円滑に利用される環境を整備することが重要」との指摘がなされた。
- 「標準化と知財に関する研究会(経済産業省)」では、RAND(Reasonable And Non-Discriminatory)に関する議論や標準と知財に関する問題の事例収集及び分析を行っている。

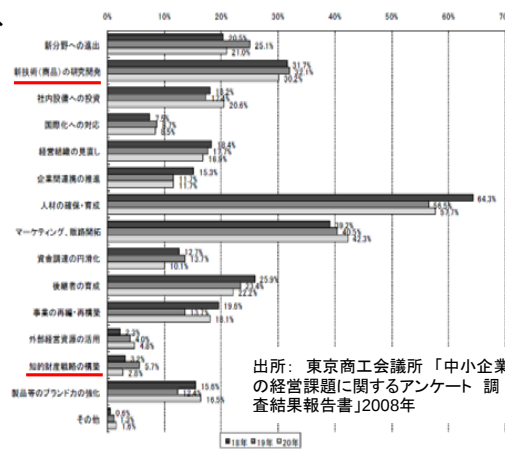
<①相談・情報提供機能の強化>

- 2006年度に全国の商工会・商工会議所に相談取次窓口である「知財駆け込み寺」が設置され、相談内容に応じ適切な支援機関や専門家に取り次ぐ仕組みを整備(約2500箇所)。2007年度の相談実績:3,118件)。また、知財駆け込み寺において研修会及び講習会を実施(参加者数、2006年度:5511人(2006年度、2007年度:3311人)
- 産業財産権相談会(中小・ベンチャー企業等を対象とした産業財産権制度に関して指導・助言)の開催(2006年度:4474回、2007年度:4059回(2007年度))
- 料金減免制度を紹介したパンフレットを2005年から3年間で延べ約122万部配付。
- 中小・ベンチャー企業等による特許情報を活用した技術開発を支援するため、専門家(情報活用支援アドバイザー)の派遣等により特許電子図書館などを用いた特許情報の検索方法や活用方法の普及。(特許情報活用支援アドバイザー:54名、企業訪問回数:3,585回、2008年7月末時点)
- 2007年の弁理士法改正に伴い「弁理士ナビ」への掲載情報を拡充。ニーズに合った知財に強い弁理士を選ぶことができるよう「弁理士知財ネット」を設立(2005年度)、「弁理士情報提供制度」を導入(2007年度)。
- 下請取引に関する法令上の留意点や望ましい取引慣行等の知財に関する事例を提示した業界別ガイドライン(素材材、情報通信機器等10業種)を策定(2007年度)。

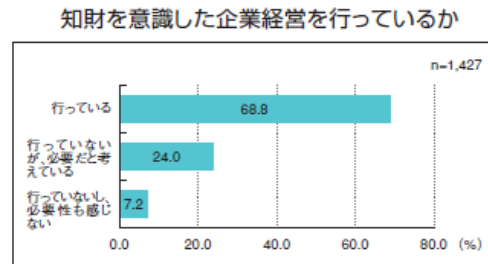
図表28:参加したことのある知財に関する講習会、研修会



図表26:今後重視する経営課題(3年間の比較)



図表27:中小企業における知財意識



図表29:各種施策の利用状況等

	利用経験あり	知っているが利用経験なし	知らない	有効回答数
特許出願に関する先行技術調査の支援制度(特許庁、委託調査機関)	7.7%	25.4%	66.9%	974
審査請求料・特許料等の減免等措置(経済産業省・特許庁)	2.9%	22.1%	75.0%	969
早期審査制度・早期審理制度(特許庁)	5.9%	27.9%	66.2%	961
巡回審査・巡回審判(特許庁)	2.6%	9.2%	88.2%	961
テレビ面接審査(特許庁)	0.0%	7.8%	92.2%	952
研究開発・事業化の支援事業における特許取得関連費用助成(中小企業庁)	1.5%	26.8%	71.7%	965
出願アドバイザーによる出願手続に関する指導・相談(発明協会)	9.2%	32.0%	58.8%	961
特許出願等援助(融資・給付)制度(日本弁理士会)	0.4%	17.3%	82.2%	963
地方自治体による特許取得費用の助成	1.5%	15.6%	83.0%	963

出所: (財)知的財産研究所「中小・ベンチャー企業における知的財産の活用方策に関する研究会報告書」平成17年3月

<②負担軽減に向けた取組の強化>

○特許の取得・維持の負担軽減策

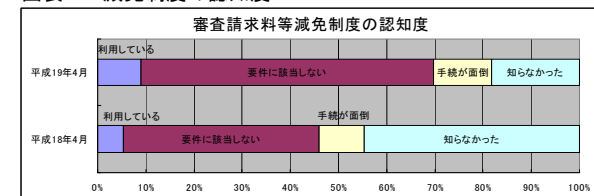
(料金の引下げ)

- 出願人間の費用負担の不均衡を解消し、適正な出願・審査請求を促進させるため、審査請求料の引き上げ、特許料及び出願手数料の引下げを実施(平均の出願1件当たりの出願から権利維持に係る総費用を9万円程度減額)(2004年度)。
- 中小企業の負担感の強い10年目以降の特許料の重点的引下げを含む特許料の引下げ(平均12%の引下げ)及び中小企業等の利用割合の高い商標設定登録料等の引下げ(平均43%の引下げ)を実施(2008年6月)。

(減免措置の対象拡大、手続の緩和)

- 特許料・審査請求料の減免対象の一類型である「研究開発型中小企業」の対象に、中小創造法認定事業、中小企業技術革新制度補助金(SBIR補助金)対象事業、及び中小経営革新支援法対象事業に関連した出願を行う中小企業を追加(2004年度)。
- 資力に乏しい法人の法人税非課税の確認書類である納税証明書等の原本について、当該証明書等の写しでも可とした(2005年度)。
- 研究開発型中小企業の資本金要件の確認書類として法人登記事項証明書のみを認めていたが、定款、財務諸表等も確認書類として認めるとともに、当該書類の写しでも可とした(2005年度)。
- 研究開発型中小企業の試験研究費等比率(3%超)の確認書類について、従来は試験研究費等が明記された財務諸表等(明記されていない場合は税理士等の証明書を添付)としていたものを、試験研究費等が明記されていない財務諸表等でも当該費用の内訳が財務書類で確認できれば可とした(2005年度)。
- 「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」の認定事業の成果に係る特許出願が料金軽減制度の対象となった(2006年度)。
- 資力に乏しい法人に対する減免措置の要件である「設立から10年以内」を撤廃(2006年度)。

図表30:減免制度の認知度



○先行技術調査制度

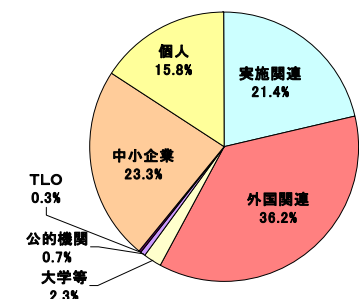
- 中小企業の審査請求前の特許出願について、民間調査事業者による先行技術調査結果を提供する制度を導入(2004年度)。
- 先行技術調査支援制度の利用実績は、2004年度は1,199件、2005年度は1,779件、2006年度は3,084件、2007年度は5,084件であり、大幅に利用が拡大した。

○早期審査制度

- 早期審査を受けることができる中小企業の範囲を拡大(2004年度)するとともに、中小企業が早期審査を申請する際の先行技術調査要件を緩和(2006年度:中小企業については、必ずしも先行技術調査を実施する必要はなく、申請時に知り得ている先行技術を開示するのみで十分とした)。

早期審査 事情内訳

(対象:2007年7月、10月、2008年1月、4月 計4ヶ月分:3,029件)

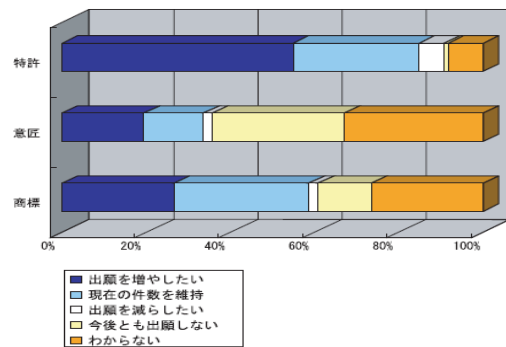


3. 知的財産の活用 (3) 中小・ベンチャー企業への支援(2/2)

○海外における支援

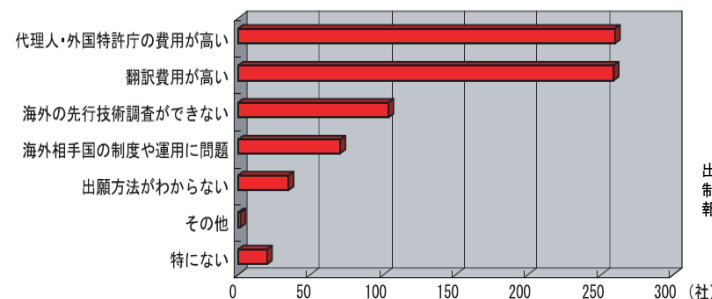
- スタートアップ支援事業について、2006年度に、外国出願をする場合の助成金額の上限の引上げを行った。外国特許申請等に係る案件の採択実績：41件(2006年度)、19件(2007年度)。
- 戦略的に外国出願を行う地域中小企業の海外展開を支援する都道府県等中小企業支援センター(岩手、愛知、福井、和歌山)の活動に補助金を交付(2008年度から)。
- 「平成18年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針」において、中小企業の海外での知的財産権取得に要する費用を、中小企業技術革新制度(SBIR)の補助金交付対象とした。2007年度は89件の特定補助金のうち32件を国外知的財産権の取得に要する費用として交付。
- 海外で知財侵害を受けている中小企業を対象に、JETROの有する海外ネットワークを活用して現地における侵害調査を実施し、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、販売状況等の情報を提供(2006年度：16件、2007年度：11件)。

図表31：今後の外国出願の方向性



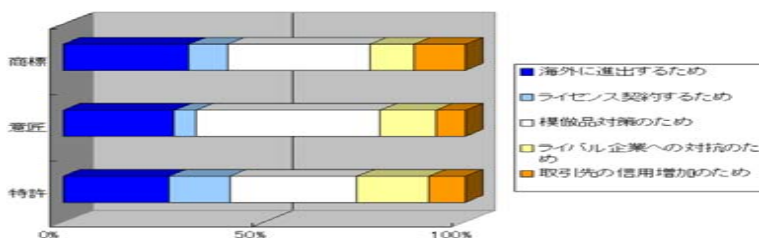
出所：「諸外国の中小企業等の知的財産制度の支援策の比較に関する調査研究報告書(2008.3)」

図表32：中小企業における外国出願の課題



出所：「諸外国の中小企業等の知的財産制度の支援策の比較に関する調査研究報告書(2008.3)」

図表34：外国出願の理由

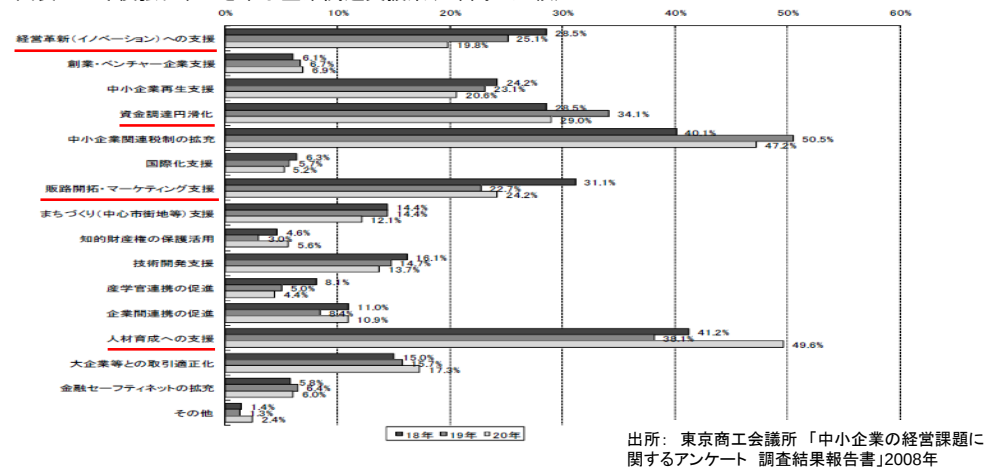


出所：「諸外国の中小企業等の知的財産制度の支援策の比較に関する調査研究報告書(2008.3)」

< ③知財を活用した経営の促進 >

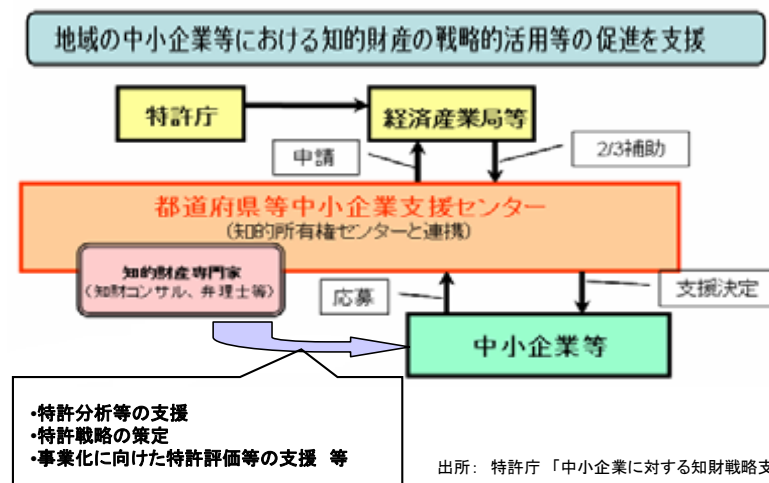
- 信託業法を改正し、知財権を受託可能財産として追加(2004年度)
- 日本政策投資銀行の知財担保融資の融資実績は、金額ベース210億円で件数ベースでは310件(2008年3月)。
- 知的資産経営報告書の開示件数：13社(2006年度)、20社(2007年度)
- 2000年度から、経営・財務・知財等の専門家を中小企業へ長期間継続派遣し、中小企業の経営課題や発展段階に応じたタイムリーなアドバイスを行う事業を実施。
- 2004年度から、知財の専門家やコンサルタントから構成されるチームを一定期間集中的に派遣する事業を実施(支援企業数：280社)。
- 2007年度から、上記事業に人材育成の観点も取り入れ、法律・技術・金融・販売等の専門家による支援チームを各地域で編成し、中小企業へ派遣し、中小企業の知財戦略策定に実践的に携わること等を通じて地域における知財戦略支援人材の育成を図る取組を実施(90人の専門家が参加)。

図表35：今後強化すべき中小企業関連支援策(3年間の比較)



出所：東京商工会議所「中小企業の経営課題に関するアンケート 調査結果報告書」2008年

図表36：地域中小企業知的財産戦略支援事業 スキーム図

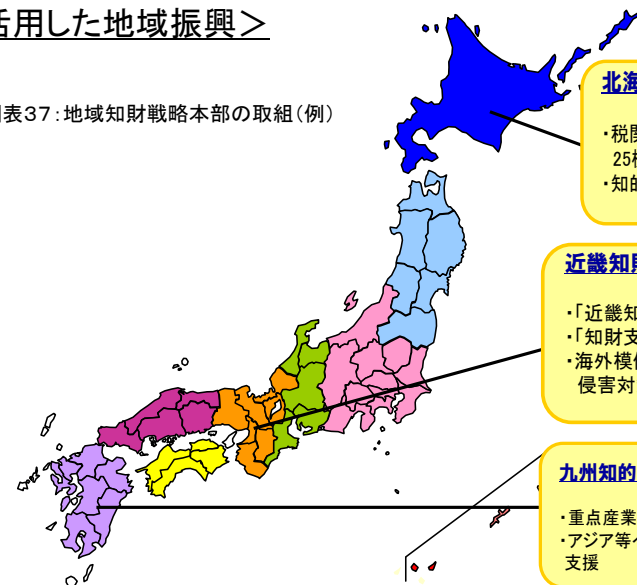


出所：特許庁「中小企業に対する知財戦略支援事例分析報告書」

3. 知的財産の活用 (4) 知財を活用した地域振興

<知的財産を活用した地域振興>

図表37: 地域知財戦略本部の取組(例)



図表39: 地域団体商標の登録件数(平成20年11月末日)

北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬
12	3	5	4	5	6	3	2	1	8
埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	長野	山梨	静岡	愛知	岐阜
3	7	14	7	9	6	2	13	9	22
三重	富山	石川	福井	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
10	6	25	11	6	54	8	23	9	10
鳥取	島根	岡山	広島	山口	香川	徳島	高知	愛媛	福岡
3	3	2	10	5	2	6	4	8	10
佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	その他		
7	4	7	7	4	9	13	2		

出所:特許ホームページに基づき作成

図表38: 知財分野における経済産業省と農林水産省との農商工連携(概要)

第1 農林水産関連の知的財産の保護・活用の基盤づくり

<地方農政局・経済局の連携を通じた相談機能の連携強化>

○ 全国の両省の地方局で、各々の専門を生かした相互補完相談システムの構築。

<制度普及・啓発機能の強化>

○ 各地域の実情にあわせたセミナー・無料相談会等を全国の地方局で共催。

○ 中小企業向け審査請求前の技術調査支援(無料)を、農林水産分野でも活用。

<知的財産人材の育成>

○ 製造業等における知的財産流通に関する業務経験のある人材(特許流通アドバイザーとして、これまでに約200名の企業等のOB人材を活用)等、知財を活用する人材の育成のための研修ノウハウを、農林水産分野の知的財産人材育成のために提供。

○ 弁理士が農林水産業や食品産業関係の知財関連知識を習得するための環境整備。

<特許流通データベースの活用等>

○ 農林水産・食品分野における知的財産の活用のために特許流通データベースを

有効に活用した情報提供方針について、共同で検討。

○ 地域をまたいだ特許流通の促進について両省連携して検討(例:北海道と島根県「保冷力技群の段ボール箱」)。

第2 諸外国における知的財産の保護強化

<知的財産分野における制度調和の推進>

○ 知的財産分野における制度調和を実現するため、各国政府との交渉状況等に係る情報共有や連携強化。

<模倣品問題の解決に向けた対応>

○ 経済産業省が有するノウハウ、海外駐在員ネットワークを活用した模倣品対策への協力。

○ 農林水産関係における模倣品被害の調査及びサポート。

○ 各国政府への要請や協力提案等における情報共有・連携強化。

○ 知的財産制度、模倣品問題の実態等に関する情報共有。

第3 地域団体商標制度の活用

○ 地域ブランドを普及させるためのセミナー等により、両省連携していく。

第4 両省連絡会議の設置

○ 知的財産分野における両省の連携を有機的に推進するため、連絡会議を設置。

出所:特許行政年次報告書2008年版

○地域知的財産戦略本部

- ・2005年度に地域経済産業局ごとに全国9ブロックで「地域知的財産戦略本部」を整備し、地域の産業や大学の特性をいかした独自の「地域知的財産推進計画」を策定。

○地域における連携

- ・知的クラスター創成事業第Ⅰ期(2002年度開始)を全国18地域で、第Ⅱ期(2007年度開始)を全国9地域で実施。
- ・産業クラスター計画に基づき、全国で18のプロジェクトを実施(第Ⅰ期:2001年度～2005年度、第Ⅱ期:2006年度～2010年度)。
- ・「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」が施行(2007年度)され、地域資源を活用した商品開発やマーケティングに対する支援を実施(2008年7月末時点で10,922の地域資源特定、428件の地域資源活用事業計画認定)。
- ・地域団体商標制度の導入(2006年度。2008年11月末時点で、409件登録)。
- ・農林水産物や食品の地域ブランド化に向けた一連の取組を一貫してアドバイスする専門家の招へい等、地域の取組への支援を2008年度から実施。
- ・「地域力連携拠点」(全国316箇所)等の関係機関が連携して、知財の事業化を図るための体制を構築(2008年度)。
- ・地域の基幹産業である農林水産業と知財の創造・活用との連携を促進するため、関係省庁が連携した取組(農商工連携)を開始(2007年度)。農林水産業者と商工業者等が連携して、それぞれの技術や特徴等を活用している先進的な取組を「農商工連携88選」として選定(2008年4月)。
- ・食品関連産業を始めとした企業立地の観点から農商工連携を支援する「農商工等連携促進法」及び「企業立地促進改正法」が成立(2008年5月)。

○地方自治体の取組

- ・2007年度時点で、30都道府県が知財戦略を策定し、4県が策定中又は策定を予定(2004年度時点では、14都道府県が知財戦略を策定し、13県が策定中又は策定を予定)。
- ・2006年4月、鳥取県が全国に先駆けて、「鳥取県知財の創造等に関する基本条例」を策定。
- ・2007年度に、県等が主催又は共催するセミナー、シンポジウムが823回開催された。
- ・2007年度時点で、産業財産権取得に特化した助成措置を10県等(うち、外国出願に限定した助成措置は5都県)が保有している。また、技術開発等に関する補助金のうち、補助対象項目として産業財産権取得費等が含まれている補助金は、18県等の29事業(平成19年度)。
- ・2007年度時点で、知的財産権に関する融資制度を5道府県(北海道、栃木、埼玉、千葉、大阪)で実施。
- ・2007年度時点で、県等が保有する特許等を企業が実用化するため、あるいは特許を技術移転により実用化するための助成制度を実施している県等は8県(平成19年度)。
- ・2007年度時点で、知的財産に関する認定・表彰制度を有する都道府県は10県。横浜市の「横浜価値組企業」(知財を活用した経営の取組状況を評価)、大分県の「大分県ビジネスグランプリ」(保有知財も評価対象)は特に知財に焦点を当てた評価を行っている。
- ・2007年度時点で、19都道府県及び2市で「地域ブランド戦略」を策定済。地域ブランド戦略未策定の県等であっても、地域ブランド育成のための支援策に関しては30都府県5市で実施。

知的財産人材育成総合戦略

- ・10年間の知財人材育成の方向性を示す「知財人材育成総合戦略」を策定(2005年度)
- ・同戦略の第1期(2005～2007年度)の評価を実施(2008年3月)

評価の概要

- ・人材育成の環境整備は進展、専門人材の数も増加。
- ・「知的財産人材育成推進協議会」が創設され、研修機関間の情報交換を開始。

課題

- ・知財を活用して競争力のある事業の創出を提案する人材が不十分。大学・TLOにおいて、技術移転を含めた知的財産関連業務を担当する者の育成が不十分。中小企業において、知的財産関連業務を担当する者が少。

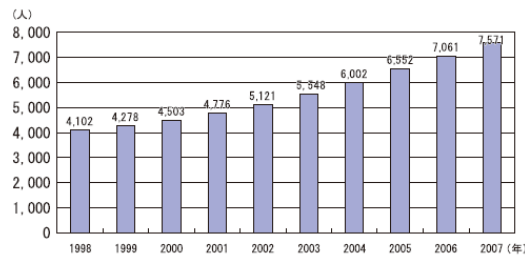
- ・国民の間の知的財産マインドの広がり不十分。

第2期(2008～2011年度)の重点戦略

- ・知財専門人材は経営・事業に関する知見を習得。経営・事業戦略に携わる人材は知的財産マネジメントを習得。
- ・オープン・イノベーションに対応するため、技術移転等を活用した事業の活性化を総合的にプロデュースする人材を育成。
- ・国民全体に知的財産マインドが広がるよう、各学校段階に応じた知財教育を更に推進。

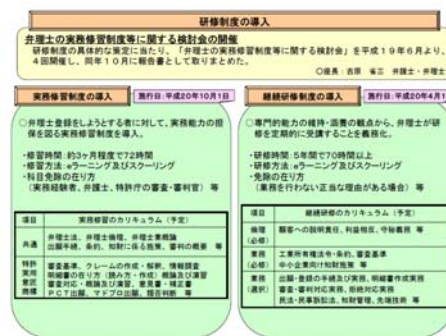
<① イノベーション創出に資する知財人材の育成(1/2)>

図表40: 弁理士数の推移



出所: 特許行政年次報告書2008年版

図表41: 弁理士の実務修習制度・継続研修制度



出所: 産業構造審議会第12回知的財産政策部会「新弁理士法施行に向けた取組状況」2008年1月

- ・東京理科大学や大阪工業大学で知的財産専門職大学院が開設(2005年度)。修了生には社会人が多く(約6割)、大学院での教育が企業における実務で活用されている。

- ・知的財産教育協会において、第1回の知的財産検定が2004年に実施。これまで12回実施され、申込者数の累計は約40000人。
2007年10月の職業能力開発促進法施行令等の一部改正によって、厚生労働省所管の国家検定である技能検定制度において「知的財産管理」が対象職種として追加。第1回の検定が2008年7月に実施。特許、意匠、商標、著作権、不正競争防止法、独禁法などについて出願がなされる。

- ・座学研修とTLOや大学発ベンチャー等の受入機関でのカリキュラムに沿ったOJTとを組み合わせ、産学連携を担う人材を養成する「産業技術フェローシップ事業」(NEDO)を実施。

- ・特許情報検索の実務能力を競い合う特許検索競技大会を実施。

<① イノベーション創出に資する知財人材の育成(2/2)>

- ・全ての法科大学院で知的財産関係の授業科目を開設し、知的財産法を新司法試験の選択科目に導入した。

図表42: 新司法試験における合格者の選択科目別人員・割合

選択科目	倒産法	租税法	経済法	知的財産法	労働法	環境法	国際関係法(公法系)	国際関係法(私法系)
2006年 新司法試験	237人 (23.5%)	55人 (5.4%)	109人 (10.8%)	159人 (15.8%)	331人 (32.8%)	46人 (4.6%)	18人 (1.8%)	54人 (5.3%)
2007年 新司法試験	456人 (24.6%)	100人 (5.4%)	175人 (9.5%)	298人 (16.1%)	591人 (31.9%)	97人 (5.3%)	30人 (1.6%)	104人 (5.6%)
2008年 新司法試験	550人 (26.6%)	100人 (4.8%)	185人 (9.0%)	309人 (15.0%)	660人 (32.0%)	105人 (5.1%)	30人 (1.4%)	126人 (6.1%)

出所: 法務省「平成18～20年新司法試験の結果について」(ウェブサイト)

- ・学部・研究科において知的財産に関する授業科目を開設する大学が増加し、知財に関する知識を習得する環境を整備。
- ・農業者の農業技術・経営に接する機会の多い普及指導員の資格試験において知財権に関する設問を2008年度から導入するなど、農林水産分野の知財人材育成を推進。
- ・知財功労賞(特許庁)のほか、知財学術奨励賞(機械産業記念事業財団)など、表彰事業を充実。

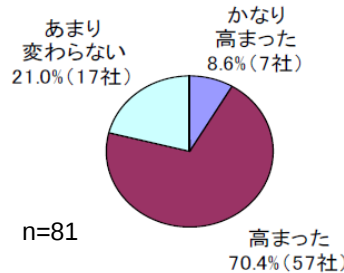
図表43: 知財に関する授業科目の開設

	学部	研究科
2004年度	250	130
2006年度	295	162

出所: 文部科学省

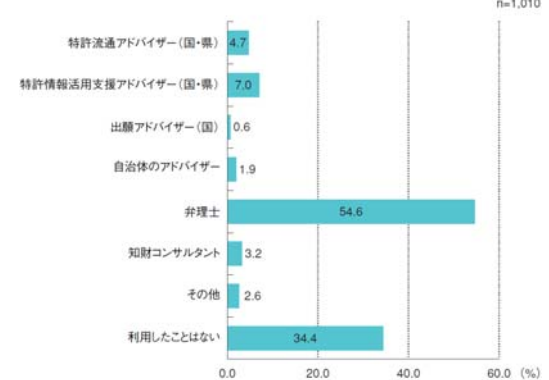
図表44: 知財意識に関するアンケート結果

貴社・貴業界の事業活動における知的財産の位置付けや社内の意識はより高まりましたか。



出所: 日本経団連「知的財産政策の評価に関するアンケート調査結果」2008年3月

図表45: 利用したことのある知財に関するアドバイザー



出所: 関東経済産業局「中小企業の知的財産活用事例集」2008年3月

図表46: 知財意識に関するアンケート結果(自由記述)

企業の経営者で知財は重要でないという人は少ないと思う。しかし、知財がなぜ重要なのか、知財を重要視すると何がかわるのかを説明できる人は少ないのではないかと

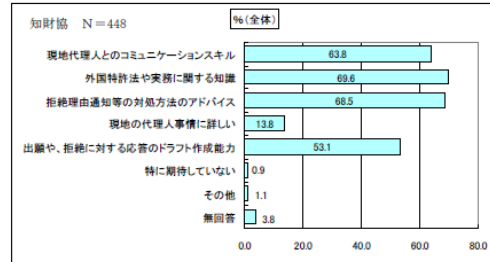
出所: 日本経団連「知的財産政策の評価に関するアンケート調査結果」2008年3月

<② グローバル化に対応した知財人材の育成>

- 日本の出願人が外国特許庁へ出願する際の当該出願に係る書類のドラフトの作成や外国有資格者への媒介などの外国出願関連業務は弁理士に期待されている。

図表47: 外国出願、権利取得に際して日本の弁理士に求めるもの

問: 日本の弁理士を通じて外国出願、権利取得を行う場合、日本の弁理士に何を求めますか。
下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○をつけてください。

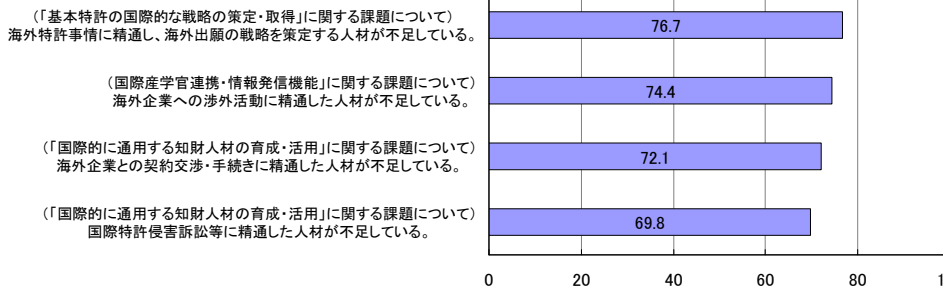


出所: 知的財産研究所「今後の弁理士制度のあり方に関する調査研究報告書」2006年12月

- 日本弁理士会では、知財制度に関する情報交換や弁理士交流を目的として、大韓弁理士会や中華専利代理人協会と交流を続けている。また、日本弁理士会の国際活動センターでは、外国の特許情報を収集したり、日本の知財制度に関する情報を海外へ発信したりしている。
- 国際的な産学官連携の課題として、海外企業との契約交渉・手続きなどを担う人材、国際特許侵害訴訟等の法務に精通した人材、海外特許の実態を把握し、国際出願を含めた総合的な特許出願戦略を策定する人材の不足が挙げられている。

図表48: 「大学知的財産本部整備事業」実施機関43件に対するアンケート調査結果

注) 各課題の回答は複数回答を可としているため、回答の件数合計は43件にはならない。



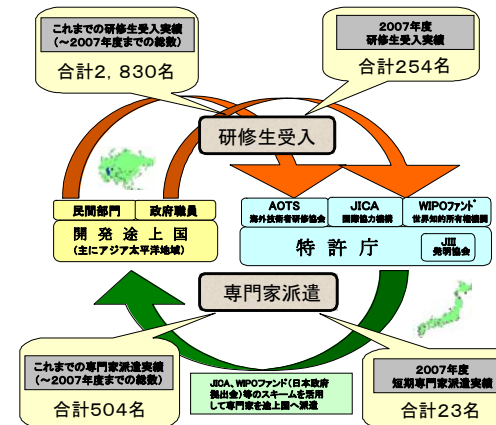
出所: 科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会

「イノベーションの創出に向けた産学官連携の戦略的な展開に向けて」2007年8月 (これをもとにグラフを作成)

- 大学知的財産本部における国際的に通用する知財人材の育成や国際的な産学官連携体制の強化を支援する「産学官連携戦略展開事業」を実施(2008年度)。

- アジア諸国を対象に、研修生の受入れ及び専門家の派遣を実施。各国の特許行政職員、著作権行政職員、取締担当官などが参加。

図表49: 特許庁における人材育成協力



出所: 特許庁「特許行政年次報告書 2008年版」に基づいて作成

図表50: JICAを通じた研修の一例

タイトル	事業主体	概要
国際知的財産権	JICA、比較法研究センター	技術移転及び知的財産権に関する主要法律及び法律実務の専門知識など
税関行政	JICA、財務省	関税行政、輸出入通関などのほか、知的財産権の捉え方と取り締まり形態について
著作権制度整備	JICA、文化庁	日本の著作権法制、日本の著作権管理システムなど
植物育成者権保護、植物品種保護	JICA、農林水産省	植物新品種保護制度、植物新品種の審査及び審査基準の作成など

出所: 外務省

- 国際セミナーやWIPOの会合などにおいて、日本における知財人材育成や知財教育を紹介。例えば、2007年5月、韓国にて開催された知的財産人材育成国際セミナーで日本における知財人材育成の取組を紹介。2008年1月、ベトナムにて開催された「WIPO知財教育・研修及び研究に関するコロキウム」で日本における知財教育を紹介。

- 研修機関間の国際的なネットワークを構築するべく、日中特許庁長官会合(2007年11月)において人材育成機関間の対話の場の設置に合意し、2008年5月、工業所有権情報・研修館と中国知識産権培训中心との間で日中知財人材育成機関間連携会合を開催。同様に、日韓特許庁長官会合(2008年8月)において工業所有権情報・研修館と韓国国際知識財産研修院との交流に合意。

<③独創性を重視した知財教育の推進>

・発明協会では、ものづくりの楽しさを体験する少年少女発明クラブ事業を実施し、2008年5月時点で、全国47都道府県に202のクラブを設置し、9000人以上のクラブ員を有している。また、約2000名の指導員がクラブ活動を支えている。

・各企業等において、製品に関わるものづくり体験、将来を夢見る楽しさを伝えるアイデアコンテスト、様々なアイデアを駆使してロボットを作成するロボットコンテストなど、学校や地域と一体になって子供たちへの知財教育を実施。

・2007年度に中学校の学習指導要領が見直され、「美術」「音楽」「技術」で知財教育が行われることとなった。

・地域の企業や商工会議所、NPOなどのノウハウやアイデアを活用して、中学生・高校生を対象に、実体験を基本とした職業観を醸成するためのプログラムの開発・実証を図る「早期工学人材育成事業」を実施(2008年度)。

図表51:2007年度児童及び生徒・学生向けセミナー並びに教職員向けセミナーの開催実績

	開催回数	参加者数
小学生向け	293	16071
中学生向け	11	860
高校生向け	108	8626
高専学生向け	29	1895
大学生向け	52	2250

・児童等向けの知財教育セミナーでは、弁理士などの専門家が授業・講義を実施。また、教職員向けのセミナーを実施することにより、教育機関において指導者の育成を図っている。

・知財人材の研修機関が教員の研修機関である教員研修センターと連携して知財に関する研修を実施。2008年度は、専門高校などの教員を対象に「知財教育に関する講義と実習」を実施。

	開催回数	参加者数
小学生教員向け	10	155
中学生教員向け	2	60
高校教員向け	26	935
高専教員向け	8	152

出所:特許庁「特許行政年次報告書 2008年版」に基づいて作成

図表52:2007年度著作権講習会の開催実績

	著作権セミナー	教職員著作権講習会	図書館等職員著作権実務講習会
受講者数	1352	612	572

出所:文化庁

・産業財産権標準テキストを活用しつつ教師が独自に工夫した知財教育を実践する知的財産教育推進協力校を支援し、知財教育の普及推進及び定着を図っている。推進協力校の数は340校に達している。

・高校生、高等専門学校生、大学生を対象とした「パテントコンテスト」や中学生を対象とした「ものづくり知的財産報告書コンテスト」を実施するなど、知財の創造・保護の体験教育を推進。

・2007年度から、放送大学において知的財産関連科目の面接授業を実施。また、2008年度からは、知的財産関連科目の放送授業を実施。

・関係9省庁が協力し、テレビCM放映、広告ポスター掲出、キャンペーン特別Webサイトの開設などを通じて、消費者に対して「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施(2003年度～)。その他にも各省庁においてポスター等による広報啓発活動を実施。

図表54:「ニセモノ」購入についての認識

	2004年	2006年	2008年
どんな理由でも購入すべきではないと思う	39.6%	47.4%	39.9%
正規品より安いので、購入するのは仕方ないと思う	29.9%	29.8%	27.3%
正規品にはないデザイン・仕様の品もあるので、購入するのは仕方ないと思う	10.3%	9.8%	7.5%
公然売っているもので、購入しても仕方ない(よい)と思う	6.7%	5.6%	17.6%
その他・わからない	13.6%	7.5%	7.6%

出所:内閣府 特別世論調査を基に作成(図表14～16)

図表56:模倣品・海賊版撲滅キャンペーンポスター



図表57:財務省税関ポスター



図表58:警察庁・不正商品対策協議会ポスター



・テキストの開発のほか、PCや携帯端末等で視聴可能なように知的財産権を題材としたeラーニングを開発。

図表59:テキスト及びeラーニング

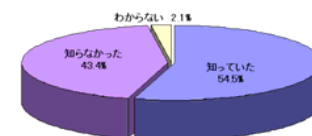
テキスト	産業財産権標準副読本 「あなたが名前をつける本」	小学校高学年～中学校低学年を対象に配布
	産業財産権標準副読本 「アイデア活かそう未来へ」	中学校高学年～高等学校低学年を対象に配布
	産業財産権標準副読本 「特許から見た産業発展史」	高等学校高学年～大学を対象に配布
	産業財産権標準テキスト 総合編／特許編／商標編等	高等学校～大学を対象に配布
	「まんが著作権教室」	中学校を対象に配布
eラーニング	「IP・eラーニング」	工業所有権情報・研修館のウェブサイトから配信。一部のコンテンツは携帯型端末で視聴可能。
	「クリックするたびに著作権がわかる！楽しみながら学べる学習ソフト」	文化庁のウェブサイトから配信

出所:文化庁、工業所有権情報・研修館

・知財功労賞(特許庁)のほか、知財学術奨励賞(機械産業記念事業財団)など、表彰事業を充実。

・日本知財学会で、「知財人材育成研究分科会」、「知財教育分科会」、「知財人材マネジメント分科会」など人材育成に関する分科会を開設。

図表53:政府の啓発活動の認知度(2008年)



図表55:「ニセモノ」購入容認割合(年齢層別)(2008年)

